違反対象物の公表に関する事務処理要綱

令和　元年　６月　３日消防長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例（昭和４８年９月１日条例第７号）第５４条の３の規定並びに大曲仙北広域市町村圏組合火災予防規則第１１条及び第１２条の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「違反公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（消防長等の責務）

第２条　消防長及び消防署長は、利用者等が、防火対象物の安全に関する情報を入手し、防火対象物の利用について適切に判断できるように、違反の公表を適正に行うものとする。

（違反公表の該当となる違反）

第３条　違反公表の該当となる違反（以下「公表該当違反」という。）は、消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）第１７条の２の５第２項第４号に規定する特定防火対象物であって、法第１７条第１項の政令で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物のうち、法第４条第１項に規定する立入検査において、これらの消防用設備（消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「政令」という。）第２９条の４に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備を含む。）を構成する機器等が一切設置されていないと認められたものとする。

２　政令第８条又は第９条の規定の適用等により、防火対象物の部分ごとに設置義務が生じる場合についても、各部分ごとに前項と同様に取り扱うものとする。

（公表該当違反の報告及び周知）

第４条　査察員は、立入検査において公表該当違反を認めた場合は、当該違反の調査を行い、公表対象物の関係者で権原を有する者（以下「権原者」という。）に大曲仙北広域市町村圏組合消防本部査察規程（平成１５年９月２５日消防本部訓令第２号）第３６条に規定する立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）を交付するとともに、その結果を公表調査報告書（様式第１号）により消防署長に報告するものとする。

２　前項の通知書には、違反指摘票に違反内容を記載するほか、違反を公表する場合がある旨について記載するものとする。

３　査察員は、通知書の受領を権原者に拒否されたときその他特別の事由があるときは、その事由を記録するとともに、配達証明郵便、内容証明郵便その他これらに相当する方法により送達するものとする。

４　署長は、１項の報告を受けた場合は公表の要否を決定し、公表該当違反報告書（様式第２号）を作成し、消防長に報告するものとする。

（公表通知書の交付）

第５条　消防長は、前条第４項の報告を受けたときは、公表該当違反報告書に記載されている公表予定日の７日前までに、公表通知書（様式第３号）を権原者に交付するものとする。

２　前項の交付通知書には、違反公表番号簿（様式第４号）に登録した番号を記載するものとする。

３　消防長は、公表通知書を権原者に直接交付したときは、受領書（様式第５号）に署名及び押印を求めるものとする。ただし、公表通知書の受領を権原者に拒否されたときその他特別の事由があるときは、その事由を記録するとともに、配達証明郵便、内容証明郵便その他これらに相当する方法により送達するものとする。

（違反公表の開始）

第６条　消防長は、署長から公表該当違反是正報告書（様式第６号）による報告がないときは、公表該当違反報告書に記載している公表予定日に大曲仙北広域市町村圏組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し公表するものとする。

（違反公表の内容）

第７条　前条に定めるホームページに掲載する内容は、公表対象物の名称、所在地、公表該当違反の場所、内容、公表を開始した日及び管轄消防署名とする。

（違反公表の掲載削除）

第８条　署長は、公表対象物が次のいずれかに該当したときは、掲載内容の削除のため、公表該当違反是正報告書を作成し、速やかに消防長に報告するものとする。

（１）　法第１７条の３の２の規定に基づく消防用設備等の検査により、公表該当違反の消防用設備が法令基準に従い設置されていると認めたとき

（２）　建物の用途変更、閉鎖、解体等により、公表該当違反の是正を認めたとき。

２　　消防長は、公表該当違反是正報告書を受理したときは、速やかに掲載内容を削除するものとする。

（その他）

第９条　事務処理フロー等については別図１及び別図２のとおりとする。

２　第６条及び前条の事務は、原則として休祭日を除く日の８時４５分から１７時１５分までの間に行うものとする。

附　則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

違反対象物の公表制度の流れ　　別図１

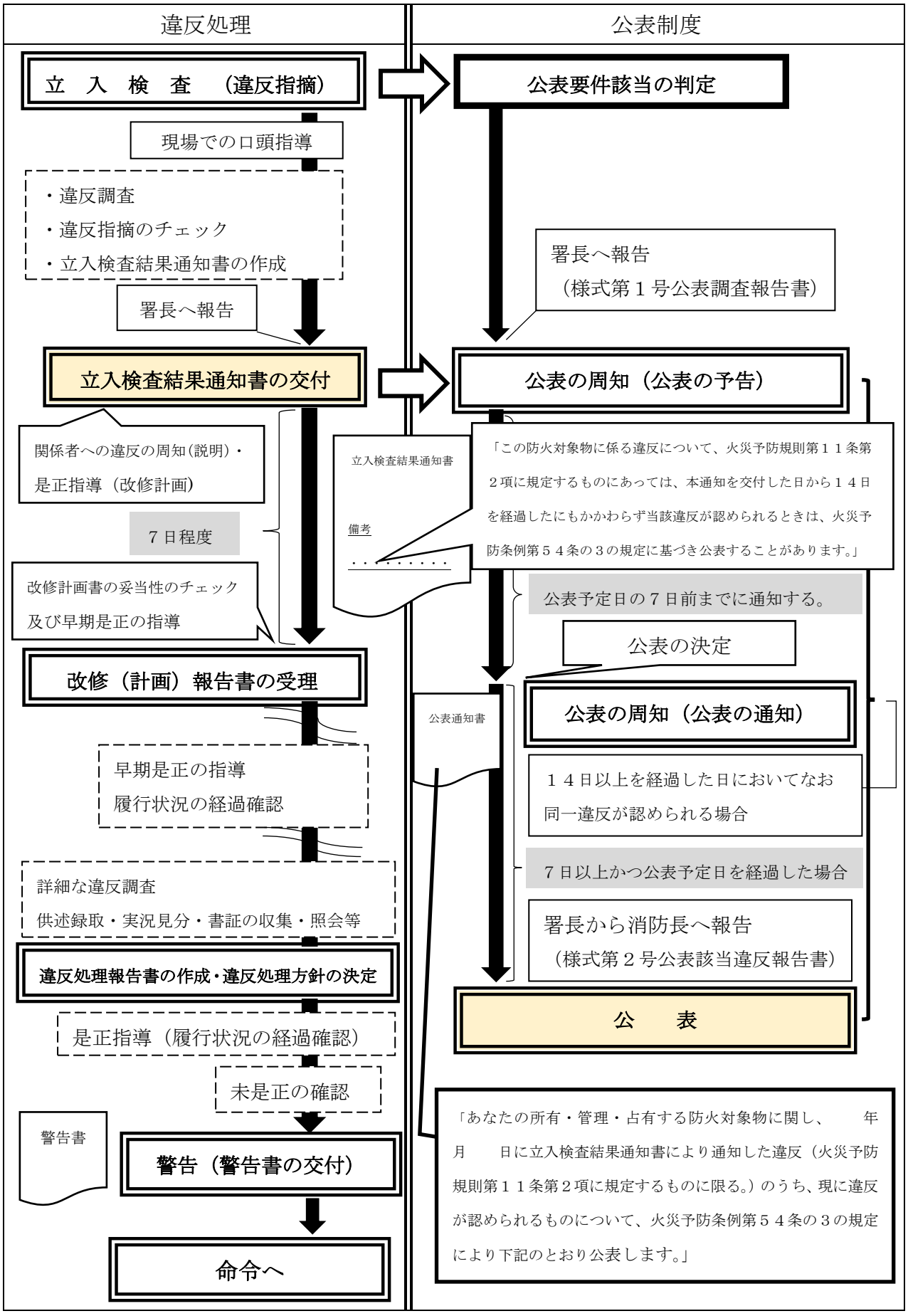

公表の対象となる防火対象物の考え方　　別図２

１　令第８条の適用を受ける防火対象物の取扱い

令第８条の適用を受ける防火対象物における公表要件該当の判定については消防用設備等の設置単位毎に行うものとするが、火災危険性は、防火対象物として一体のものであるため、公表については、防火対象物全体として行い、合わせて消防用設備等の義務設置違反が生じている部分を示すものとする。

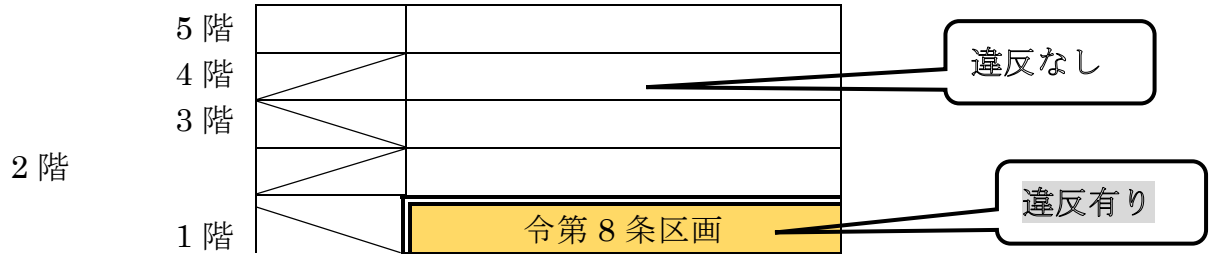

Ｂビル

※　Ｂビルを公表対象物として公表

「Ｂビル　１階」

２　令第９条の適用を受ける防火対象物の取扱い

令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物における公表要件該当の判定については同一の用途（特定用途に限る。）に供される部分毎に行うものとするが、当該防火対象物が複数の棟により構成される場合であっても、火災危険性は、防火対象物として一体のものであり、公表を棟単位で行うことは、本制度の趣旨に馴染まないため、公表については、防火対象物全体として行い、合わせて消防用設備等の設置義務違反が生じている部分（用途）を示すものとする。

なお、防火対象物全体を示す統一名称がない場合は、部分（棟）名称を列記し、そのうち違反が生じている部分（棟）を記載する方法も考えられる。

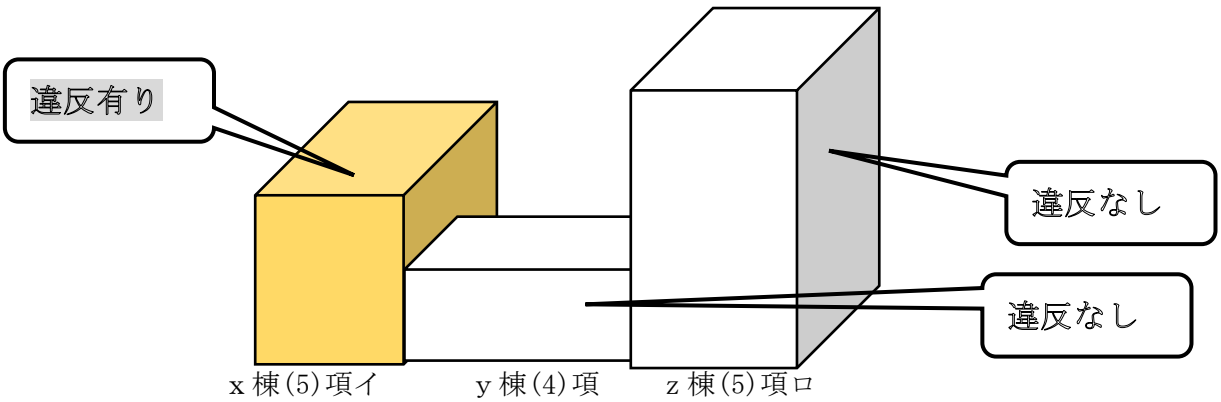

○○ビルディング

※ ○○ビルディングを公表対象として公表

「○○ビルディング　ｘ棟　○階～○階」

「ｘ棟・ｙ棟・ｚ棟（ｘ棟部分）　○階～○階」

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

消防署長　殿

所属
階級　氏名

公表調査報告書

<table>
<tr><td>対象物番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">防火対象物の名称・所在地</td><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">防火対象物の状況</td><td>用途</td><td>構造</td><td>階層</td><td colspan="2">規模</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>建</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>延</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>公表該当違反に関する事項</td><td colspan="5">□　屋内消火栓設備
□　スプリンクラー設備
□　自動火災報知設備</td></tr>
<tr><td>公表該当違反に関する状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">立入検査</td><td>立入検査実施日</td><td colspan="2">立入検査結果
通知書公布日</td><td colspan="2">前回の立入検査日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表</td><td colspan="3">公表通知書交付日</td><td colspan="2">公表予定日</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　該当する□には✓を記入すること。

様式第２号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

大曲仙北広域市町村圏組合消防長　殿

〇〇消防署長

公表該当違反報告書

<table>
<tr><td>対象物番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">防火対象物の名称・所在地</td><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">防火対象物の状況</td><td>用途</td><td>構造</td><td>階層</td><td colspan="2">規模</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>建</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>延</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>公表該当違反に関する事項</td><td colspan="5">□　屋内消火栓設備
□　スプリンクラー設備
□　自動火災報知設備</td></tr>
<tr><td>公表該当違反に関する状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">立入検査</td><td>立入検査実施日</td><td colspan="2">立入検査結果
通知書公布日</td><td colspan="2">前回の立入検査日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表</td><td colspan="2">公表通知書交付日</td><td colspan="3">公表予定日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　該当する□には✓を記入すること。

様式第３号（第５条関係）

大仙広消（本）第　　号
年　　月　　日

公表通知書

様

大曲仙北広域市町村圏組合
消防長　○　○　○　○

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、　　○○年○○月○○日に立入検査通知書により通知した違反（火災予防規則第１１条第２項）のうち、現に違反が認められるものについて火災予防条例第５４条の３の規定により下記のとおり公表します。

記

１　公表する事項

防火対象物	名　称	
	所在地	
違反の内容		

２　公表の方法
大曲仙北広域市町村圏組合ホームページへの掲載

３　公表予定日
○○年○○月○○日

備考
前１の法令違反の内容を是正した場合は問合せ先へ連絡してください。公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。すでに公表している場合には、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先
大曲仙北広域市町村圏組合
消防本部　予防課
電話０１８７（６３）０３１６

様式第４号（第５条関係）

違反公表番号簿

番号	所轄	公表年月日 削除年月日	対　象　物　名　称 所　在　地	名あて人	違　反　内　容

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

大曲仙北広域市町村圏組合
消　　防　　長　　様

住　所
氏　名　　印

受　　領　　書

年　　月　　日付け大仙広消（本）第　　号の公表通知書を確かに受領しました。

様式第６号（第６条関係）

年　　月　　日

大曲仙北広域市町村圏組合消防長　殿

○○消防署長

公表該当違反是正報告書

<table>
<tr><td>対象物番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">防火対象物の名称・所在地</td><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="4">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">防火対象物の状況</td><td>用途</td><td>構造</td><td>階層</td><td colspan="2">規模</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>建</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>延</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>公表該当違反に関する事項</td><td colspan="5">□　屋内消火栓設備
□　スプリンクラー設備
□　自動火災報知設備</td></tr>
<tr><td>公表該当違反の是正状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">是正確認</td><td colspan="5">是正確認実施日</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表</td><td colspan="3">公　表　日</td><td colspan="2">公表削除（予定）日</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注　該当する□には✓を記入すること。